

医政発 1226 第 1 号  
令和 5 年 1 月 26 日

各 { 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 161 号。以下「改正省令」という。）については、本日、別添のとおり公布・施行されました。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正省令の趣旨

デジタル臨時行政調査会においては、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」（令和 3 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政調査会決定。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」（令和 4 年 12 月 21 日デジタル臨時行政調査会決定）を策定し、これらに基づき、各府省においてアナログ規制の横断的な見直しを進めているところ。

一括見直しプランにおいては、現行法上、申請や届出の方法について、フロッピーディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定が数多く存在し、手続きのオンライン化等の妨げとなっている状況があることを踏まえ、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、当該規定の見直しを行うことが定められた。

これを踏まえ、改正省令においては、厚生労働省が所管する省令のうち、一括見直しプランにおいて見直しが必要とされているものであって、「フレキシブルディスク」、「シー・ディー・ロム」といった特定の記録媒体の使用を定めるものについて、所要の改正を行う。

### 第 2 改正省令の内容

医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 1 条の 3 第 2 項第 2 号について、「シー・ディー・ロム」を削除すること（改正省令第 4 条関係）。なお、特定の媒体名を定めるものについて、当該媒体でなければ使用することができないとの誤解を招かないよう削除したもの。今後とも、CD-ROM を含め一定の事項を確実に記憶しておくことができる媒体であれば使用して差し支えない。

### 第 3 施行期日等

公布日：令和 5 年 12 月 26 日

施行期日：公布日